

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 買取制度運用ワーキンググループ（第4回）

日時 平成27年3月4日（水）13：00～14：24

場所 経済産業省 本館地下2階講堂

（1）開会

○山地座長

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本会合は、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会のもとに設けられた買取制度運用ワーキンググループの会合であります。ほぼ1年ぶりの開催ですが、第4回になります。ご多用中のところ、ご出席いただきありがとうございます。

まずは、事務局からお願いいたします。

○片岡大臣官房参事官

片岡です。よろしくお願ひします。昨年の本ワーキンググループにおきまして、回避可能費用の算定方法についてご議論いただきました。その後、電気事業法の第2弾改正法案が昨年の通常国会で成立しまして、2016年4月をめどに電力の小売全面自由化が実施される予定になってございます。

これを受けまして、電力の小売全面自由化後の回避可能費用のあり方などを検討することを目的としまして、新エネ小委員会の委任を受けまして、このワーキンググループを再開することになりました。昨年のワーキンググループと同じ委員の皆様にご議論いただくことになってございます。

本日、岩船委員はご都合によりご欠席ですけれども、他の委員の方々にはご出席をいただいております。また、オブザーバーの皆様にも本日のご議論にご参加いただきたいと思います。なお、昨年のオブザーバーの皆様に加えまして、一般社団法人日本卸電力取引所さんにも新たにご参加いただいております。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、座席表、資料1でございます。乱丁・落丁等ございましたら、途中でも結構ですのでお知らせください。

（2）議題

回避可能費用の算定方法の見直しについて

○山地座長

はい、よろしいでしょうか。それでは今から本日の議事に入りたいと思います。

なお、プレスの皆さん、撮影はここまでということでお願いいたします。引き続き傍聴される場合には着席をお願いします。

まず、事務局から資料1、回避可能費用の算定方法の見直しについての説明をお願いいたします。この中で説明があると思いますが……ごめんなさい、マイク入っていませんでした。この中で説明されると思いますけど、論点が3つございますので、説明は一通貫で行いますけれども、議論は3つに分けて行いたいと思っております。じゃ、説明をよろしくをお願いいたします。

○片岡大臣官房参事官

それでは資料1のほうをご覧ください。大変細かい資料になってございまして、若干ちょっと時間がかかる面ありますが、なるべく簡潔に説明したいと思います。

まず最初2ページでございますけれども、検討の背景及び必要性ということで、これは先ほど申し上げましたとおりでございます。来年の4月をめどに全面自由化が実施予定になっております。その意味で回避可能原価費用のあり方について改めて検討を行う必要があるということで集まっていただきました。

それに加えて、電力システム改革の関係でございまして、制度設計ワーキンググループにおきまして、計画値同時同量制度、これは全面自由化後に実施されますけれども、その場合のインバランス制度見直しも議論されております。

その際、この固定価格買取制度で供給される電源の計画値同時同量制度との整合性ということについて、特例制度を設けていきたいと思います。特例①、②とありますが、下のほうに※で書いてありますけれども、特例①というのは、特定供給者、発電者にかわりまして、送配電会社が発電計画を作成するという特例であります。特例②というのは、さらにその特例でありまして、発電会社にかわりまして、小売事業者がバランスンググループを形成しまして、発電計画を作成するという仕組みも用意されているわけでありまして、これにかかわるインバランス制度もご議論されてまいりました。

その際、この特例制度①、②における回避可能費用の具体化ということにつきましても、固定価格買取制度全体の検討を行っている新エネ小委において検討が必要という問題提起がされております。

したがって、そもそものこの小売全面自由化後の回避可能費用のあり方に加えて、この特例制度①、②における回避費用の具体化、これにつきましてもこのワーキンググループであ

わせて検討いただければというふうに考えてございます。

次のページ、3ページでございますけれども、それぞれ一覧にしてございます。

大きく分けると2つでありまして、小売全面自由化後の回避可能費用の算定方法、これの今回、第4回なんです、今回につきましては現行ルールベースでいくのか、あるいは市場価格ベースにするのかという大もとの話。

それから次回以降は、それが今回決まりますれば、それを踏まえてさらに詳細に設定していくでありますとか、例えば地域間の価格差、あるいは現一般電気ですと現特定規模電気事業者の差、あるいは経過措置の必要性といった詳細について、次回以降ご議論いただきたいと考えております。

2つ目の論点でありますFITインバランス制度の特例①、②における回避可能費用のあり方でありまして、これにつきましては、基本的な考え方を今回ご議論いただければと思っております。それを踏まえまして次回以降やっていくということでもあります。

大きく分けると2つなんです、1つ目のものを2つに分解をしますと、下のほうの四角で1、2とありますけれども、回避可能費用を現行ルールベース、一般電気事業者の発電コストベースとするか、あるいは何らかの市場価格連動ベースとするかという論点。

それからそれに加えて、それをどっちかにした上でということだと思っておりますが、変動性の電源と非変動性の電源、これは去年もこういう議論で差を設けましたが、差について考慮するかしないかということをご議論いただければと思っております。

3番目の論点、これは大きな2つ目にかかわる話でありますけれども、FITインバランスの特例①、②において発生する費用の差異、どのような差があるのか。あるいは差があるとして、それをどのように負担していくのかということについて、どう考えるかということをご議論いただければと考えております。

次のページ以降、現在の回避可能費用の考え方ということで、昨年このワーキンググループでご議論いただいた内容のおさらいになってございます。

5ページは固定価格買取制度の基本的な仕組みということでございまして、電気事業者が買取義務がかかっていて、発電会社から電気を買い取ると。それにつきまして各電気事業者はそれぞれの需要家に対して使用量に比例してサーチャージを請求すると。

地域間のばらつきを補正するという観点で、導入予測に基づいて全国一律の賦課金単価を算定しています。費用負担調整機関が全国から賦課金収入を回収して、実績に応じて費用を支払うという仕組みになってございます。

6ページでありますけれども、賦課金はどういうふうに決まってくるのかということでありま

すけれども、全国の利用者は全国一律の賦課金を払ってございます。電気事業者はその賦課金の単価、キロワットアワー当たりの単価に応じまして、その使用量に掛け合わせて賦課金を毎月回収して費用負担調整機関に納付しております。

費用負担調整機関は、毎月、その買取費用から回避可能費用を差し引いた金額、これを交付金という形で電気事業者に戻しているという形になってございます。

じゃ、その交付金の単価はどうやって決まるのかということにつきましては、7ページでありますけれども、そこに計算式がございまして、これは、実設定はあらかじめ計算をして見込額を設定するということでありまして、分子のほうに買取見込み額、それ引くことの回避可能費用の見込み額をまず計算しまして、それに費用負担調整機関の事務費を乗っけます。それらを見込みの総需要の電力量で割りますと単価が出てくるという形で、この計算方式が法律及び省令等で決まっております。

回避可能費用の見込みはどう計算するかということなんですけれども、これは条文と申しますか、言葉が書いてありますが、上のほうの四角の2つ目の四角ですけれども、「当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギーの電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額」ということで、発電せずに済んだということで回避可能という言葉になってございます。

昨年、8ページでありますけれども、当ワーキングでどのように見直していくかということについてご議論をいただきました。その結果、対応案4ということで、電源の特性ごとに、その非変動性と変動性ということで電源の性格を分けまして、それぞれごとに回避可能の単価を考えていこうということになったわけでございます。

9ページでありますけれども、それを具体的に書いてありますけれども、再生可能エネルギーを地熱、バイオマス、それから太陽光・風力・水力のうちの供給力評価を受ける部分、これを非変動性と呼んでおりますけれども、そういうものと、それから燃料費の削減のみに資する太陽光・風力・水力のうち、供給力の評価、先ほど申し上げた分を受けられなかった残りの部分、これを変動性と呼んでおりますけれども、その2つに分けてございます。

それぞれにおいて考え方が違ってございまして、矢印の1つ目になりますけれども、供給力の計上が可能なものにつきましては、これを導入した場合、既存の設備の稼働の減少も可能であるということで、かつその後の設備形成も全体の電源のバランスを見ながら調整されるということで、既存設備の稼働の減少効果を全電源の平均固定費単価によって評価をします。その後につきましてもベストミックスを目指した運転が行われるということで、可変費部分につきましても全電源の平均的可変費単価を用いております。

一方で、太陽光・風力・水力のうち、供給力の評価を受けられていない変動性のものにつきましては、既存の設備の稼働の減少分、これは設備に影響がないということで、短期的な調整実態に近いということで、火力の平均可変費単価を用いているということでもあります。

これら、それぞれ買い取るものが違いますし、回避されるものが違いますので、各電力会社ごとに単価が決まっております、それらを加重平均したものが下の表、10ページの表のようになってございます。

11ページは、どの設備の買取設備からそれを導入するかということでありまして、26年4月、去年の4月1日までににつきましては既存の回避可能費用の算定方法、全電源平均の可変費を適用し、それ以降の買取分につきましては新単価を適用するということになってございます。

続きまして14ページ、ページ打っていませんが、14ページになりますけれども、論点の1つ目、小売全面自由化後の回避可能費用の算定方法の検討であります。

1枚めくっていただきまして15ページでありますけれども、まず必要性を書いてございます。大きな制度変更がございました。現行ルールでありますけれども、垂直の一貫体制を前提としまして、再エネ電源の調達が増加することにより、買取義務者である一般電気事業者が自社電源を調整すると。短期的な焚き減らしもあれば、長期的な電源構成の変更も含むことでありますけれども、それを前提として回避可能費用の算定をして、その結果を加重平均することによって計算しています。それを同じ買取義務者である新電力等につきましても、この一般電気事業者の数字を使うという構成になってございます。

一方で、小売全面自由化後でありますけれども、事業者の概念が変わりまして、垂直一貫体制がなくなる。それから、経過措置はございますものの総括原価方式は廃止されるということで、原価の算定が困難となる。さらには卸電力市場の活性化が期待され、制度上もインバランス料金につきましては市場価格連動となるといったような変化が生じてございます。

したがって、小売全面自由化後の回避可能費用の算定方法につきましては、自由化後の買取義務者である小売電気事業者による電気の調達実態に合わせまして考え方を再設定すべきではないかという問題意識であります。

16ページは小売全面自由化にあわせまして制度を買い取りまして、もともと真ん中にいた電気事業者と書いてあったものが小売電気事業者になったということでございます。

それから17ページでありますけれども、それをもう少し事業類型ということで整理しております。一般電気事業者の小売部門も、新電力の小売部門も、同じく小売電気事業者になります。発電事業者も同じで、旧一般電気事業者も、それから新電力も、いずれも発電部門は発電事業者となります。

それから2つ目ですけれども、ちょっと繰り返しますが、地域独占制度は撤廃されるということで、どの地域であっても電気の供給を行うことは可能となります。

それから卸電力取引所、後ほど出てきますけれども、活性化が期待されているということで、そうなりますと、メリットオーダーに従って電気の調達を行うという傾向が強まっていくと考えられております。

さらには制度としましては、計画値同時同量、これは実同時同量ではなくて、計画値同時同量に変わりますので、小売電気事業者及び発電事業者それぞれが計画に基づいて発電したり小売したりするわけですが、実需給の1時間前のタイミングで計画値を確定させ、当該計画値と実際の実需給の差分を送配電事業者が調整するという仕組みになってございます。

18ページは卸電力市場がどう変わっていくかということでございまして、下の絵を見ていただきますと、今の先渡、スポット、時間前だけではなくて、1時間前市場でありますとか、先物市場、さらには将来的にはリアルタイム市場もつくることが想定されているということであります。

19ページでありますけれども、スポット価格の厚みということでございまして、さまざまな一般電気事業者の取り組みもございまして、厚みは増してきているということであります。タイトなコマでも100万kWの入札の変動が価格に及ぼす影響は10%程度というふうに試算されております。

20ページ、21ページは参考なので飛ばさせていただきます。

22ページはそれによりまして、その水準といいますか、市場価格がどういう水準になるかということを整理してございます。

回避可能費用は先ほど申し上げましたとおり、買取義務者が再エネを調達することにより免れる電気の調達コストであります。自由化後の買取義務者、これは小売電気事業者になるわけですが、再エネの買取義務を負うために、それらを受け入れる分だけみずからの電源、あるいは他人の電源を含めてさまざまに使い分けて供給する電力を調整することになってございます。

小売全面自由化後、発電事業者はより積極的に取引所を活用する。また小売事業者も市場を通じて、メリットオーダーに従って電源調達を行う仕組みが有効に機能するというふうに考えますれば、市場価格が需給を反映して調整の実態に近いという指標になるのではないかと考えております。

これは、今の現状の数字ですけれども、現行ルールにおける回避可能費用が①、それから②が火力・水力の平均的可変費、③は石油火力のみの平均の発電単価、これは固定費込みであります。④番目はスポットということで、9～21ということで大分ばらけておりますけど、平均すると15

円ぐらいということになってございます。

23ページでございます。先ほど計画値同時同量が導入されるという話がありました。これはその具体的な仕組みを書いてございますけれども、小売全面自由化後、発電事業者と一般送配電事業者の間でインバランスの契約、それから発電計画の提出、実際に足りなかったときのインバランス供給を一般送配電事業者が行うというような段階を踏むことになってございます。

ちょっと細かいところは24ページ以降に書いてございますけれども、飛ばさせていただきます。

そのようなインバランス料金の考え方、どのように決まっていたか。これは制度設計ワーキングのほうで具体的に議論されてまいりました。

例えば26ページで、市場価格の連動がよいのか、あるいは実コストベースがよいのかといったようなご議論もされました。

その結果でありますけれども、次の27ページをご覧くださいますと、これまたフォーミュラが書いてありますけれども、インバランスの精算単価、上のほうにあります、は、スポット価格と1時間前市場の30分ごとの加重平均値に α を掛け、かつ β を乗せるということになっています。 α 、 β 、何かというのは、下のほうにありますように、系統全体の調整項でありますとか、あるいは地域の補正の調整項でありますとか、そういったものを加味してインバランス料金が決まってくるというふうに制度設計ワーキンググループのほうで決められたことでございます。

28ページであります。ここから最終地点までどうしていきましょうかということについて、論点の3つあるうちの1つ目を書いてございます。

小売全面自由化によりまして、現在の一般電気事業者のエリアのシェアは相対的に低下していくと考えられますので、特定の事業者、これは今の一般電気事業者でありますけれども、そのコスト構造を前提に回避可能費用を考えるとというのは実態を反映しにくのではないかという問題意識であります。

それから、自由化により市場の流動性が増大するというので、市場価格の指標としての役割が高まることを期待される。さらには先ほど申しましたとおり、インバランス料金も30分ごとの需給状況を反映するための市場価格連動になるということで、制度的にも市場価格の活用が予定されています。そう考えますと、回避可能費用につきましても、実態としては需給の状況に応じて変わる性格の費用であるというふうに鑑みれば、市場価格連動を基本とする方向で考えるべきではないかというご提案でございます。

なお、適切な回避可能費用を設定することで正当な補償を小売事業者が受けられるということは当然重要でございます。一方で不当な裁定取引が起こらないような制度設計上の配慮も適切ではないかということでもあります。

一応、市場連動を基本とすることで考えるべきではないかといいいながら、メリット、デメリットを下に整理したのはちょっとあれかもしれませんが、現行ルールを維持する場合のメリット、デメリット、それから市場価格連動にしていた場合のメリット、デメリットを下のほうに整理をしてございます。詳細はちょっと省きます。

29ページであります。2つ目の論点であります。それをどちらにするにせよ、どう考えるかということでもありますけれども、回避可能費用における変動性電源と非変動性電源の扱いであります。

去年、整理していただきましたとおり、再生可能エネルギーには自然条件で出力が変動するといったようなものと、出力調整が可能なものに分かれるということでもあります。

小売全面自由化後の小売事業者というのは供給力確保義務が課されているということでもありますので、非変動性電源を調達した場合には、その出力の100%を供給力で計上できると。したがって実際に発電される電気量に比例した変動費に加えて、それに相当する既存設備の固定費全体を回避できることとなります。すなわち置きかえることができるということでもあります。

他方で変動性電源を調達した場合には、供給力として計上するのはその出力の一部のみでありますので、供給力として計上できない部分につきましては別途予備的な供給力を確保する必要があるということですので、供給力として計上できない部分の固定費については回避することができない、キープせざるを得ないというふうに考えることもできるかと思えます。

したがって、買取義務者である小売事業者が変動性電源を調達した場合には、それによって回避できる費用は非変動性電源を調達した場合と比べて少なくなるのではないかということでもあります。

以上から、回避可能費用の新たな算定方法を考えるに当たりましては、現行ルールと同様に、再生可能エネルギーを変動性と非変動性に分けて考えることをしたらどうかということを一応提案をしてございます。

これにつきまして、本日ご欠席の岩船先生からも参考資料をいただいて、そうじゃないんじゃないかというご議論もいただいておりますので、この場でご議論いただければありがたいというふうにご考えてございます。

3つ目の論点でございます。次のページの3ポツ、31ページでありますけれども、FITインバランス特例①、②における回避可能費用の算定方法ということでもあります。

32ページ、先ほどから繰り返しのようになってしまっているところがありますけれども、小売全面自由化の実施後、計画値同時同量制度が導入されることになってございます。他方で固定価格買取制度の関係ではさまざまな課題が生じているということ。

これは制度設計ワーキングで提示された論点でありますけれども、課題の1番として、計画発電量を超えてしまった量は買取義務との関係でどうなるのかでありますとか、そもそも課題2でありますけれども、特定供給者、発電者ですけれども、発電計画を作成することは困難なのではないか。特に太陽光等の変動電源の場合ですけれども、困難ではないかということ。それから3番目に、そうである以上、発電事業者が発電インバランスの負担が発生してしまうんじゃないかというご議論がございました。

そうした議論を経まして、次の33ページでありますけれども、再生可能エネルギー、FIT電源につきましては特例制度を設けたらどうかということで整理がされております。

上のほうの四角で表みたいところがございまして、通常の計画値同時同量でありますれば計画発電量の設定の主体は発電事業者になりますし、その部分、足りなかった、余ったというインバランスリスクを負う主体も発電事業者。そのときの単価は通常のインバランス料金で支払うというような仕組みになってございます。したがって、そのインバランス料金をなるべく払わなくて済むというように発電事業者に制度を向上させるというインセンティブがあるということでございます。

一方で、それに対しまして、なかなか発電事業者が計画するのは難しいのではないかという観点から設けられたのが特例制度の①でございまして、計画の主体、発電計画設定の主体は一般送配電事業者が発電事業者にかわって行うということでございます。そうしますと計画をつくるのも送配電事業者でございますので、インバランスのリスクを負うのも一般送配電事業者であります。そのときの単価は、結局のところ回避可能費用で精算するということでございますけれども、一般送配電事業者が制度を購入するインセンティブがあるということでもあります。

一方で、自分たちできちんと発電計画をつくって、それでもってインバランスを少なくするというやり方をやりたいという声もございまして、特例制度②というのが用いられることになってございます。

これは小売事業者、特に小売事業者と発電事業者が一体となってバラシンググループを作成するということでもありますけれども、小売事業者が発電計画を設定し、インバランスリスクも小売発電事業者が負うと。その分、通常のインバランス料金で精算をするというような仕組みが提案されてございます。

これをやっということでもありますけれども、その場合の回避可能費用の考え方をどう考えたいんだろうかというのが今回の3つ目の課題であります。

真ん中あたりに濃い四角で囲ってございまして、特例②におきましては、現行の実同時同量制度における新電力と同様に、小売事業者が調達リスクを負っていると。一方で、特例①に

おきましては、送配電事業者がインバランスリスクを負っているということで、小売事業者はそのリスクを負っていないことになっています。

したがって、特例①の回避可能費用は、特例②の回避可能費用と比較して、高めに設定されることも一案として考えられるけれども、これについては新エネ小委員会で検討することとしたというのが、制度設計ワーキングで整理されたことでございます。

34ページ以降は、先ほどの計画値同時同量を導入すれば課題の1に下がりますねということを示明していますので飛ばさせていただきます。

36ページは、特例制度①の場合の電気の流れと、インバランスの精算の流れを書いてございます。先ほど申し上げましたとおり、一般送配電事業者が回避可能費用で小売に対してインバランス供給を行うという制度になってございます。これは足りない場合であります。

37ページは、それが余った場合ですので飛ばしまして、38も飛ばしまして、39ページになりますけれども、特例制度②の場合における流れであります。

先ほどの特例①との違いでありますけれども、インバランスが発生した場合、つまり不足になった場合でありますけれども、一般送配電事業者がインバランス料金でインバランス供給を行うということで、その分が異なっているということでございます。

それから、次は飛ばしまして、41ページで論点でございます。一番上のところFITインバランス制度の特例①、②におきまして、回避可能費用に差を持てるかどうかにつきましては、特例①と②におきまして、小売事業者が再生可能エネルギー電気の調達をすることにより免れる電気の調達コスト、これに差があるかどうかで決まってくるのではないかとということであります。

差をつけるべきかどうかということ、それから差があるというふうな場合でも回避可能費用で差をつけるべきか、あるいは回避可能費用以外で調整を行うか、両方の考え方が可能ではないかということで、それについてのご検討もお願いしたいということでございます。

回避可能費用に差を設けるときの考慮要素、下のほうの表で整理しておりますけれども、特例の①におきましては、小売事業者はインバランスリスクのフリーの電気を受け取っていると。特例②におきましては、小売事業者はインバランスリスクを負った電気を受け取っているため、電気の価値は①と②において異なるのではないかと。これはもともと制度設計ワーキングで先ほど指摘があったような考え方です。

特例①においては、小売事業者は電源種別問わず常に変動性の電源を受け取ることが可能であるというのと、実績が同じであるというのに対しまして、特例②につきましては、小売事業者は電源種別に応じて変動性／非変動性を受け取っているということではないかということになります。

一方で、回避可能費用には差がなく、それ以外で調整を行ったらどうかというのが下のほうに書いてあるオプションでございます。1群のところ、特例①と特例②の本質的な差というのは発電計画の作成主体が通常発電事業者と異なることにあります。これによりまして通常であれば発電会社に発生すると想定される発電インバランスのリスクからこの発電会社である特定供給者を解放することによりまして、それがその目的であるということでもあります。

小売電気事業者は、常に特定供給者から、発電計画の内容を問わず特定供給者の発電量の全量を受け取るもので、成形する、下の図で成形のイメージがありますけれども、成形については常に一般送配電事業者が行っているということを考えますと、特例①、②のいずれにおいても、いずれにせよ一般送配電事業者によって成形された同価値の電気を受け取っていると考えられるのではないかと考えてございます。

ただしインバランスリスクを誰が負っているかということになると異なっていますので、それについては、例えば託送に係る費用として調整を行ってはどうかということでもあります。

ちょっと具体的に申しますと、次の43ページでございますけれども、どういうインバランスに係るコストがあって、それを誰が負担すべきなのかということでございます。

下の表にちょっと整理をしていますけれども、回避可能費用自体の差を設けるかどうかにかかわらず、原則のケース、これは一番左側に書いてありますけれども、そのケースに比ばまして①、②ともにコストの負担主体が異なっているものもあるということでございます。

こうしたコストについては、本来、特定供給者が負担すべきものが他の主体に転嫁されていると考えられることから、再エネ導入に発生するコストの一部であるという考え方があります。その場合、原因者負担・受益者負担の観点からどのように整理していったらいいかということになります。

具体的な整理としましては、発電計画の作成コスト、成形コスト、インバランスリスクの3つほどが考えられますけれども、ほかにあるかどうか。これも論点だと思いますが、その3つであればこれについてどのように負担を考えていくか。それがその回避可能費用に含まれるかどうかも含めて検討することが必要ではないかということでもあります。

非常にテクニカルになってしまって、説明が細かかったかもしれませんが、私からは以上でございます。

○山地座長

どうもありがとうございました。

それでは今から委員の皆さんの間での討議ということになるわけでございますけれども、少し論点整理をさせていただきたいと思っております。

そもそも制度設計ワーキンググループから当ワーキンググループといたしますか、あるいは新エネルギー小委員会に対して、ある意味、宿題が出ていたわけで、これはもう半年ぐらい前の話ですね。それを今、議論しようということでもあります。

きょうの論点は、この説明資料の3枚目のスライドのところに書いてあるように、小売全面自由化後の回避可能費用、現行ルールベース、これは一般電気事業者の原価構造を使って、可変費と固定費の一部を取り込むような形での回避可能費用を計算しているわけですが、それにするか、市場価格連動ベースにするか。事務局案は市場価格連動ベースがいいんじゃないかというわけですね。

それから2番目は、小売全面自由化後の回避可能費用の算定に当たって、変動性の電源、太陽光・風力と、非変動性電源との差を考慮するか否か。これは事務局案の整理ではやっぱり考慮する必要はあるだろうということでございます。

3番目が、FITのインバランス調整を考えなきゃいけないんですが、そのときに特例①、②があるけど原則もあり得るわけですね。再エネ事業者自身が発電事業者として発電計画を出すというというものもありますが、特例①、②というふうに制度設計ワーキンググループで整理していただいているわけですが、そのときに発電する費用の差分、計画をつくるとか、インバランスリスクの負担とかがあるわけですが、それをどう考えるか。これに関しては、問題は認識されているんだけど、どうするか、ちょっとオープンエンドな事務局の提案があったと。そういう整理だと思えます。

そもそも最後のところに関して言えば、これは新エネルギー小委だったか、このワーキンググループだったか、最初のころの議論で、今現状の法律のもとでは買い取りは小売事業者が行うということになっていますね。それを送配電事業者とか、あるいは直接、卸市場に出すとかという話もあって、送配電事業者にしたほうが合理的ではないかという意見もあったんですが、ただこれに関しては法律改正を伴うということで、ここは小売事業者が買い取るという前提の下で議論するというので議論をお願いしたいと思います。

ちょっと余計なことかもしれませんが、ある程度整理しましたが、今のこの3つの論点、順番に議論していただきたいと思います。それと2番目の論点に関しては、欠席ですけど岩船委員の資料が出ているということもご考慮していただければと思います。

それではまず1番目の論点ですね。小売全面自由化後の回避可能原価を現行ルールのほうでいくか、市場価格連動ベースにするか。これについてご意見、質問も結構でございますが、いただきたいと思います。

いつものように発言希望の方はネームプレートを立てて意思表示をしていただければと思

ます。少人数ですから一言でも皆さんから意見をいただければと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。いかがでございましょうか。

意見聞かないと審議にならないので、どうしましょう。制度設計ワーキンググループにかかわ
っておられるかと思いますが、松村委員、いかがですか。

○松村委員

多分、意見がないというのは、論点1についてはみな事務局案に賛成ということだと思います。
私に関して言えば、そもそも私は制度ワーキングで市場価格連動にすべしと言った本人で、その
通りの案が出ているのに私が反対するのはおかしいような気がします。

私が恐れていたのは、前年度の卸価格の平均で、その一本でずっと行くという案が出てきたら
どうしようと思っていたのですが、今回の提案は、基本的には対応可能な限り1日48コマ、それ
ぞれ回避可能費用を分けるという提案ですね。私は理想的な提案が出てきたと理解しています。
何一つ反対することはありません。

○山地座長

ご意見がないのは事務局案に賛成かという話ですが。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員

私も基本的には事務局案に賛成でございます。現行ルールを決めるときにも、現行ルールが一
番いいということで決めたわけではないというふうに理解しておりまして、その意味でも今後の
小売全面自由化という中では、市場価格をベースに考えるというのが長期的なこの制度の目的に
も合っていると思いますので、私は事務局案がいいと思います。

○山地座長

ほかの委員、いかがでございましょうか。

じゃ、山内委員、お願いします。

○山内委員

基本的にさっき松村さん言われたとおりだと思います。マーケットをかまして、
になった場合にはマーケットをかませるわけだから、そのときの一番明確な指標というのはその市場価
格になるんだと思います。

それからおっしゃったように、細かくそれを見ていくということによりリアルに反映されると
いうことなので、この提案でいいんじゃないかというふうに思いますけれども。

○山地座長

ありがとうございます。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

ありがとうございます。私も電力の自由化という流れのために制度を改革しているんだと思っておりまして、事務局案の方向性で私も賛成です。

なお、この市場の割合というのが今、非常に少なく、それがどのぐらいふえていくかというその過渡期がどういうふうになっていくのかというのが、まだ余りイメージが自分自身きちんとできないんですが、そういう時期をどういうふうに関係者が乗り切っていくのかどうかを考慮していく事が必要ではないかなと考えておりますが、基本的には事務局案に賛成です。

○山地座長

今の点、他の委員からもこの論点の意見をいただいた後で、事務局からお答えいただきたいと思います。

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員

回避可能費用についてなんですけれども、本当は回避可能費用ってもう神学論争に近いような話が多分出てくるのかなと思うんですけれども。ただ、今、小売事業者から見て、回避可能というのはやっぱり市場価格というのが一番ベストなソリューションかなというふうに思いますので、そういった意味で、小売事業者から見た回避可能費用という意味では事務局案でいいのではないかと思います。

以上です。

○山地座長

大橋委員、いかがですか。

○大橋委員

よろしいと思います。

○山地座長

はい。一通り意見が出ました、今。

ごめんなさい、山内委員。

○山内委員

さっき言ったとおりの意見なんですけど、さっき言い忘れたので、19ページのスポット価格の厚みですけれども、これで100万kWが落ちたときのという想定で価格の変動をシミュレーションしていると思うんだけど、今のこの厚みだと結構なものになるなというふうに私は思っていて、これだから大丈夫とはなかなか言い切れないと思うんだけど、これからまた厚みが増していく中

で、価格の安定性といいますか、そういうのが出てくるのかなとは思っています。だからこれはちょっと大変なことではないかなと私は思います。

○山地座長

わかりました。皆さん共通して基本的には市場価格連動のほうでということでございますね。私もそう思います。そもそも規制料金ではなくなってきましたと原価がわからなくなってくるわけですから一般電気事業者のところを使うという根拠もなくなってくるわけなので、市場価格のほうでいいということだと思いますが。ただ、結構手間がかかるだろうなというのと、それから予見性がちょっと落ちてくるかなという懸念はあるが。

事務局のほう何かご意見ございますか。

ごめんなさい、失礼いたしました。委員のほうばかり見ていまして。

風力発電協会さんですね。

○塚脇オブザーバー

風力発電協会の塚脇でございます。皆さん、委員の先生が賛成なのに野党的発言をするのはちょっと心苦しいんでございますけれども、まず2点ございまして、1点目は、こうした制度の運用についてはもう当たり前のことでございますけれども、極力、安定的な運用をしていただくことが必要かと思っております。

十分に議論をした上で、ある程度、固定価格買取制度、それから回避可能費用についての話をして、一旦決めたことをまた変えようということでございますので、前の考え方のどこが違って、これをマーケット連動といいますか、市場価格に連動するような形にするのかという整理もきちんとしておいたほうがいいんじゃないかなというふうには思っています。

そのほうがいいとは思いますが、何でも前のやつがだめだったんだということもきちんと言わないと。前はこれでやろうと一旦決めたわけなので。というのが一つと、もう一つは、私どもは蓄電池で風力発電の出力を成形しながら毎日マーケットで売っているんです。なので、マーケットについての知見は私どももあると思っておりますけれども、非常に薄いマーケットでございまして。しかも先物だとか、リアルタイムの市場というのがまだない状況でございまして、委員の先生方が市場というときに思い浮かんでおられるのが、もし株式市場だとか、為替の市場のようなものを思い浮かんでおられるとしたら、もうぺらぺらの市場でございまして、どこかが大量に漁港を出せば急に落ちるし、引っ込めれば急に上がるしというようなところなので、もしそういう形で移行するのであれば、マーケットの厚みが十分確認された上でやるというようなスケジューリングが非常に重要じゃないかというふうには思っております。

○山地座長

ありがとうございます。

では新電力というか、エネットさん、お願いいたします。

○秋山オブザーバー

ありがとうございます。エネットの秋山と申します。新電力の観点から1点だけコメントをさせていただきます。今回のように市場価格に連動する算定方式を採用した場合の価格設定について、ちょっとコメントがあります。

もし今回のように連動する価格算定方式を採用した場合であっても、やはり回避可能費用というのは市場価格そのものよりも低く設定する必要があるのではないかなと考えております。なぜなら、このFIT電源につきましても、小売事業者に買取義務というものがあつて、我々自由には調達できないということから、どうしてもFIT電源からの電気の価値というのは市場価値とは同じとは言えないのではないかなと考えております。

また、その市場価格と同等にしてしまいますと、調達しても供給力として活用するインセンティブというのが湧かないのかなと。そうなりますと余剰のインバランスが発生してしまつて、結局は系統の需給の調整に係るコストを増大させてしまうのかなというふうには、少し懸念を抱くところでございます。

○山地座長

松村委員、立っています。ご発言をご希望ですか。はい。

○松村委員

市場の厚みの話が崎田さんから出てきました。他の場でもこの点指摘した人はいます。まずご指摘の通り、今の市場が薄いというのは、確かに多くの方がそう認識していると思います。確かに市場は薄いですが、全く指標性がないほど物すごく極端に薄いということではなく、ある程度の厚みは出てきたということ、今回の19の資料で出てきているのだと思います。これで十分に厚いと感じるのはどうかしていると思うので、十分な厚さにはまだなっていないという点は認識し、制度改革ではこれを厚くしていくことが非常に重要な、大きなテーマになると思います。

更に回避可能原価がこれに連動することになったとすると、ここの流動性を高めて、透明性と安定性を高めることの意義が、今まで以上に増すことになると思います。これは電力システム改革への宿題として、そちらの提案を受けてこうしたのだから、その結果取引所の流動性がもっと重要になったのだから、厚みを増やすことをもっと頑張ってやれということ、こちらの委員会から電力システム改革ワーキングに対して言っていたと私は理解します。

ただ、厚みができるまで延期して、厚みができてから移行しようというのは、私は反対です。ここで決めたなら、システム対応とかが間に合わないとかいうなら別ですけど、そういうものが

間に合うタイミングですぐに移行し、同時並行的に厚みを増す努力をすべき。

それから、私はエネットがおっしゃったこと、全く理解できなかった。何故移行するとインバランスの量が増えて系統の負担が増えるのか、全く理解できませんでした。いずれにせよ、この後議論することですが、送配電部門が成形した上で出すというオプションが出てきたことを踏まえて今回の提案が出てきていることと、それから回避可能原価をどうするかにかかわらず、誰かは買い取るとことになり、最終的には何らかの形で成形しないといけないことになるわけですが、回避可能原価が変わるとその量が変わるとするのは、理屈として私は理解できませんでした。

以上です。

○山地座長

ありがとうございます。

まさに卸市場を運営されているJEPX、國松さん、お願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。私どもの市場価格の連動ということで案をご提示いただきました。そのページ上、28ページのところの最後のところでございますが、不当な裁定取引等が起こらないようというところの配慮をすることが適切というふうな記載をいただいております。

不当な裁定というのは何を指すかというところでございますけれども、端的に言えば、FIT電源を取引所で売って、その価格差がその小売事業者の利益になると。取引所転売と言われているものを指すんだろうと私のほうでは理解しております。

そういったことが起こることについては、やはり回避可能費用と取引所価格の差、これが巻き起こしているものということだと思いますので、できる限り取引所価格に連動いただくというところが制度としてはいいのではないかなと思っております。

取引所の厚みでございますけれども、現在、一. 数%、一. 三、四ぐらいまでは上がってきたところでございます。自由化で新電力の方がとったのが4%で、私どもが一. 何%というところの量でございます。多くのところ、96%の一般電気事業者が、より取引所を活用いただくようになれば一気に取引量がふえていくと。現在でも新電力の方には多く取引所を活用いただいている、新電力の競争環境の中では取引所の量というのはそれなりの量が出てきている。あとはやはり一般電気事業者の取引所利用というところにかかってくるというふうに考えてはございます。

そういった意味では、先ほどご指摘があったところでは数十メガの100万でも、この示してあるとおり私どもの取引所価格というのはそれほど多くは動かない。だからいいというわけでは決してないんですが、そこまで薄いわけでもない。厚いわけでもないんですけども、その辺の市場まではおかげさまでどうにかなったというところは説明したいと思っております。

以上です。

○山地座長

ありがとうございます。

いずれにしても、意見は市場価格連動ベースということで、詳細設計については今後ということでございます。

大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

さっき一言だけだったのもう少し申し上げると、先ほどエネットさんおっしゃった点にあらわれているのかなと思うのですが、やはり回避可能原価と市場価格との間に差があるということで、ある種の買い取りのインセンティブが小売事業者に生まれているという事実があるのだらうと思います。28ページ目の現行ルールを維持する場合のデメリットで書いていただいた「市場価格との差が恒常的に存在する場合、裁定取引ができる」と言う点です。まさにここの部分というのは、この制度の将来の維持可能性を考えていく上で非常に懸念すべきことなのだらうと思います。

今回、回避可能原価を市場価格に合わせることによって、少なくともその穴を小さくすることができます。そういう意味で、私は賛成というふうに申し上げた次第です。

もう一步踏み込んで考えてみると、この回避可能原価、小売事業者の回避可能原価なので、そうすると小売事業者によってもしかすると回避可能原価は違うかもしれないというのは当然のことなわけです。回避される発電というのはそれぞれの事業者によって違うでしょうし。そういう意味でいうと、本来だと小売事業者によって回避可能原価は違うのだらうけれども、ある種、皆さん発電した分を一回市場に出すような形で擬制をしているというか、あるいは系統から購入していると考えるとか、そういうふうな擬制の上で市場価格が近似されているのだらうと思います。完全には定義に合っていないと思うのですが、しかし現実を考えると適当だらうという意味で賛成と申し上げました。

○山地座長

ありがとうございました。

一通り、よろしゅうございますでしょうか。

少しある種の懸念みたいなものも出たんですが、事務局のほうで何か答えをいただけるところ、お願いします。

○片岡大臣官房参事官

ありがとうございました。取引所の厚みの件は、委員ご指摘のとおりでありますので、これが

制度改革でライセンスシステムも導入されますし、これからどんどん伸びていくと。それから18ページにありますように、いろんな新しい市場も加わっていきますので、厚みはこれから伸びていくということだと思います。

それから制度の安定性につきましては、それは当然だと思いますし、なぜだめなのか。今回そういう意味で制度改革に伴って見直す必要があるんじゃないかということ、ルール、今回、申し上げて、28ページで整理しているとおりでございますので、今回はこういう事情で変更を行うということだと思っています。その後、また変更があるのであれば、そのときの事情に応じてしっかり議論をして考えていくべきではないかというふうに思います。

それから実際値づけの問題につきましては、これは先ほどの裁定といえますか、そういったものがないよということの論点もございまして、次回以降、より具体的な制度設計案としてご議論いただきたいというふうに考えております。

○山地座長

ありがとうございました。

それでは2つ目の論点、回避可能費用における変動性電源と非変動性電源の扱いということでございますが、これに関して皆さんのご意見、質問も含めてご発言お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局案は、分けて考えることにしてはどうか。私は具体的にいうと市場価格ベースにしておいて、固定費のところと変動費のほうをどういうふうにテクニカルに分けると考えられるのか。そういうところに関しては今後、詰めが要すると思っておりますが、私が、先、言っちゃいけないんですけど、皆さんのご意見はいかがでございましょうか。

じゃ、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

すみません、なかなか具体的な数字が分かりにくいのですが、29ページを拝見しますと、変動性電源と非変動性電源を分ける、取り扱いを異にするという理由が、供給力として計上できる出力が違うということにあるわけですね。このイメージ図が実態に合っているかというのが私としてはよくわからないのですが、電力会社が、変動生電源であっても供給力に計上できる量をきちんと事前に管理するという努力をすることはできると思います。イメージ図の記載では、そもそも太陽光が0から21と、非常に数字が大きい変動がありまして、次のページを見ると一応10%で太陽光については考えているのでしょうか。ちょっと供給力、計上のイメージが非常に不明確だという印象を受けます。

来の原則から考えると、市場価格をベースにするということは、もうそれ一本でやるというほ

うが非常に理解がしやすいと思いますので、変動性電源と非変動性電源についての考え方を特に考えないというほうがすっきりしていて、それに基づいて企業はそれぞれの供給力の正確な予測をすることに努力をすることが、市場性のルールを曲げないという意味では、結果的に適正な運用が期待できるのではないかというふうに思います。

以上です。

○山地座長

松村委員。

○松村委員

意見の前に、事務局の資料がわかりにくいので、確認をしたい。30ページをごらんください。

太陽光のような電源の場合には、供給力としてカウントできる部分が一部しかない。キロワット価値というのはフルにないというのは確かに事実です。これを踏まえてもなお、この資料のいわんとすることがよくわからない。供給力の確保義務というときに、売る量に対して実際に確保している量が恒常的に少なく、したがって、恒常的にインバランス供給を受けるようなことになったとすると、それは供給力を確保していないということになり、最悪の場合には登録の取り消しだってあり得る。そういう意味での供給力の確保義務がある。そういう類のことをこの資料は議論しているのではない。論理的に考えて、そういう話ではないはずです。

つまり、それスポットマーケット、あるいは場合によっては時間前市場でも、100の需要に対してスポットで確保し、時間前で確保し、100にあわせていけば、それで供給力を確保していないとは、その断面では言われなければですね。そうすると、この後の議論にもなってきますが、特例1、特例2とかいう議論をするときに、特例1だとすると、太陽光でも二日前なり、前日なりで、これぐらいと言われて、計画値が出てくるわけですね。これをあてにして、計画を立てたとして、実際にはそれだけ太陽光が発電しなかったとしても、供給力確保義務を果たさなかったとは言われません。その意味では供給力としてカウントされるし、スポットマーケットもその意味では同じわけですね。スポットで調達したというのも同じわけですから、このレベルでは供給力、太陽光だと10%で、などという議論は、何を言っているのかわけがわからない。ただでもうちょっと長期に、1年前とかの断面で、供給力をある程度確保しているかどうかというのをチェックする。あるいは長期的には、例えば仮に将来容量市場が導入され、その断面でも供給力を確保するという議論をするときに、仮にスポットで確保するのでは認められなくて、一定程度はこういう類のものを持たなければいけないと言われたら、それは太陽光で調達しているのと、地熱で調達しているので違うという面は出てくると思います。

そうすると、この文章からすると、論理的にはそっこの、かなり前の段階で要求されるキャパ

シティの価値ということを言っているはずなのですが、その理解でまずいいのでしょうか。

○曳野電気・ガス事業部企画官

今、松村委員がご指摘いただいたとおりでありまして、ここであるキロワット価値はむしろ長期断面で見たイメージでございます。

○松村委員

そうするとスポットも、そういう長期断面での仮にkW価値が認められないとして、太陽光とかもかなりの部分は認められないとすると、そこは等価になっているわけですから、論理的に言えば、仮に分けるとしても、変動性電源の回避可能原価のほうがスポットマーケットの価格と等しく、もし分けるとすれば、左側のほう、kW価値のある方がスポットマーケットの価格では足りなくて、キロワット価値に対応する部分を足せ。事務局案はそういうことだと理解していいのですか。

○片岡大臣官房参事官

そこはまだ、そこまで状況は洗練されていないという感じだと思います。

○松村委員

今の議論からすれば、論理的にそうなるはず。これで質問は終わりです。

次は意見です。2つのことを区別すべき。まず論理的にこの2つを区別するのがいいかどうかという問題。もう一つは、現時点で2つに差をつけるのがいいかという問題。私は頭の中で2つの問題を明確に区別しています。まずは最初の問題。論理的に2つに分けるのはおかしいとは思わない。キロワット価値があるものとないものを区別して議論することはあり得るし、それは自然なこと。次に、今その2つの回避可能費用を分けるべきかという問題。例えばキャパシティマーケットが将来具体的に設計され、その制度が明らかになり、事業者はそのキャパシティを買わなければいけないということになり、そのときに確かに地熱とかだと、そこで確保したと見なされるけれど、太陽光を確保してもそうならないという、そういうルールが具体的に明らかになり、キャパシティマーケットの価格もある程度明らかになってきたとすると、その分、その段階でその価値を足すという提案ならまだわかる。そちらについては現時点でまだ全く姿があらわれていない。したがって、論理的に2つが違っていいが、現段階では区別は難しく、両方ともスポットでやったらどうかというのが、私の現時点での意見です。将来も区別すべきでないとは思いませんが、現時点では不要だと思います。

○山地座長

山内委員、どうぞ。

○山内委員

この岩船さんのコメントで、2番目について、マーケットでやると、だから変動性とか非変動性というところが平準化されて、それでこうやって出てくるんだから、これでいいんじゃないかと、こういう話だと思うんですけど、私も今、松村さんが言ったのと近いのかもわかんない。

29ページの2つ目の四角のところ、要するに変動性と非変動性だと、固定費部分に対する影響があるので、だからマーケットで扱うべきだと、こういう論理なんですけど、マーケットに1回通し、さっきあれかな。大橋さんが言ったのと近いかもわからないけど、もともと回避可能原価を費用レベルで考えるというか、コストのレベルで考える話と、それからマーケットを通して、マーケット価格がそのプロフィシーというか、近似値というか大体というか、それで考えるので、ちょっと分けて考えるべきだと思うんですね。それでマーケットを使うんだったらば、そもそもの生産のときの固定費への影響というのは、マーケットの中で一般化されちゃうんだと思う。もしも、変動性の電源のマーケットと、非変動性の電源のマーケットがその資源についてあるんだったら、価格差になって出てくるはずなので、それだったらばこういうふうに分けて考えるということだと思うけれど、そうじゃなくて、1本のマーケットでやるんだったらば、その価格を使うということは、それがもともとそのマーケットの価格を、回避可能原価として扱うという考え方からすれば、スポット出てくる価格は1本で、回避可能原価だと思います。

今、松村さん言ったので、長期で考えるとそうじゃなくて、ユーロ市場か何かできて、そこで区別するというんだったらそこで価格の差が出るはずだよね、必ずね。だからそれを反映するのはわかる。ということではないかなというふうに思います。

○山地座長

ちょっと聞きましょう。崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

私は岩船委員の意見などを拝見しながら考えていたんですが、私はこの事務局案に賛成です。消費者にとってわかりやすいというふうに思いました。

どういうことかと言うと、今度、市場にいろいろなコストの考え方、市場に連動していくという方向になるわけで、自由化になるというのはもちろんそういう方向を選んできているので賛成ですけども、再生可能エネルギーがあふれてきた場合の、例えば特にこの変動性電源がふえてきた場合の社会が整備する火力とか、そういう電源調整コストに関して、社会がどういうふうを支えるのかというのはすごく大事な話だというふうに思っています。それがこういうところできちんと分けて考えるというふうに説明をしていただいたほうが、非常に消費者としてわかりやすいのではないかなと思って、私はこの事務局案に賛成と、今の段階では思っております。

○山地座長

ほかにかがでございましょう。今の件。

○松村委員

事務局案に賛成だということは、事務局案を理解しておられるということですよ。しかし、事務局案はまだそのところはかたまっていないという説明だった。事務局案に賛成だということの意味をもう少しはっきりさせていただけますか。

○崎田委員

29ページのところの絵を見て、変動性電源と非変動性電源に分けるという意見を、私は持っています。事務局がどうかという話とは別に、この図を見て、私は分けて考えるというふうに見て読んでいましたので、発言の仕方が間違っていたかもしれませんが、分けて考えるという方向で考えています。

○山地座長

今の件は。

○片岡大臣官房参事官

ちょっと今申し上げたのは、分け方について、どう分けるかは、具体的な考え方はまだ整理はされていませんという、そういうこと。分けたらどうかということは、とりあえず言っているわけでありませぬ。

○山地座長

ちょっと議論が難しいのは、後のほうで回避可能費用、今まで回避可能費用を電気としての価値と見て、買取価格からそれを差引いた部分を交付していたわけですね。交付してきたときは調整していたわけですけど。この後の出てくるようなインバランス精算のリスクですね。あるいは発電計画を立てるコストだとか、そういうのも絡んでくるわけですね。だから回避可能費用という言い方のところの定義がちょっと違ってきているのかもしれないですよ。今までの議論とね。今回インバランスという調整もするわけですから。その言葉の議論で余り、ある意味違ったものを考えてという議論が絡まってくるのは避けたいなと思っていますので、よろしく願います。

まず馬場委員。

○馬場委員

すみません。ちょっとなかなかシステムが複雑で、私、制度設計とかの委員会とか出ていないのでちょっと理解しがたいところがあるんで、教えていただきたいんですけども、17枚目のスライドのところ、買取義務者というのがいろいろいらっしやると。その中で再エネの特定供給者から買い取りをするというときに、これはどういう意図で、どこにそれを買取義務というのを

割りつけるのかというようなことがちょっとよくわからなくて、それは17です。

これ、どう、義務なので、最終的には誰かに全部じゃないけど、残りを割り当てなくてはいけないとかということになると、ある意味、地熱とかそういったような電源とかというのは非常に予見性があるので人気があるんだろうけど、例えば変動性電源みたいなものというのはなかなか、要するに予見性がちょっとないところもあつたりなんかするんで、なかなか買いたいと思うか、思わないか、それは事業者の判断だと思うんですけども、そういった意味で買取義務なんだけど、どう割り当てるかによって均等にみんな割り当てるのであれば、別に分ける必要もないかなとは思うんですけども、そうでないような場合というのは少し何か差をつけてあげてもいいのかなというふうに思ったんですけど、ちょっとその辺のところをまず教えていただければなというふうに思います。

○山地座長

関連しますよね、松村委員の話も。ちょっと別な。今の件はいかがでしょうか。

○松村委員

いや、大丈夫です。小売り事業者には買取義務がありますから。接続されなければ別ですが、接続される限り誰も買わないことは制度上ないはずですよ。

○山地座長

委員会ですから、私語はやめましょう。

○馬場委員

ごめんなさい。ちょっと教えていただいたんですけども、結局、最終的にはどこにも買ってください、買ってくださいと言っても、買ってもらえなかったものというのは、最終的には、でも最後は買ってくれるところがあるということですよね。だからそのところに何か不人気なものが集まっちゃうのではないかなという気がするんで、そういった意味では分けて考えてあげてもいいのかなというような気もしないでもないです。

○山地座長

松村委員。発言をご希望ですよ。

○松村委員

座長がインバランスのことをおっしゃって、まさにすごく重要な点だと思います。その意味で、論点、3の論点はリンクしていると思います。論点3のほうを先走って言って申しわけないのですが、成形して出してくれる特例を設けるということにした。そうすると、インバランスのリスクは別のところが負ってくれるという形で出てきた。そうするとインバランスのリスクを非常に負っているものと、負っていないもので同じ価値でいいかという議論は確かにあり得るのだけれ

ど、このオプションが出てきて、初めてこういう議論ができるようになったと思っています。私は特例1があるということを前提にして、この2のほうも議論しています。

それからインバランス制度も1年前の段階と、今の段階では大分違う。議論がかなり詰まってきた、インバランスを出すと巨額の損失を被るかもしれないとかという、そういうようなたぐいのものを相当経験されたことを前提としていた1年前の議論。その問題が以前は確かに大きかった。しかし、制度改革の結果相対的にその重要度が下がった。これを前提として今議論している。それで、崎田さんの議論で言うと、2つを分けるべきであるというのに対して、私は玉虫色のことを言った。岩船さんのペーパーを文字通り読めば2つは分けるべきではないとの主張ですよ。事務局案は分けるべきだという議論ですよ。

私が言ったのは、概念として分けるのは妥当で、未来永劫2つの回避可能原価を同じにするのが妥当だとは思わないけれど、当面同じでいいと発言した。分けるべきだという点で言うと、2つは必ず同じでなければいけないと言っていないという意味では、「分けるべきだ」になっているのだけれど、容量市場ができるまでの間は、その価値ははっきりしていないから現時点では同じでいい。その区別でも、やはり消費者にとってはわかりにくいという印象でしょうか。しつこいようですが、概念としては分けることに反対しているわけではないということをご理解ください。

○山地座長

これ、単独で論点にするのが難しいのかもしれませんがね。つまり、この次に出てくるインバランスのところのリスクという表現をとっていますけれどね。そこのと絡んでくる話で、いずれにしても常識的なところ言えば、変動性のもと変動性じゃないものとは、価値は違うわけなので、そこところは考慮しなきゃいけないわけですね。それがこのマーケットベースというところで行けるのか。あるいはもう一つのマーケットベースなんですね。このインバランスは、インバランス要請のところの結果としてあらわれるのか。それからまださっきのロングタームですね。キャパシティマーケットがもしできれば、その役割ですね。そういう話になるんだと思うんで、ここだけの論点を徹底して議論すると、どうも余り生産的じゃないかなという感じは、私は議論を聞いていて思いましたね。

挙がっていますので、すみません。まず風力発電協会、塚脇さん、どうぞ。

○塚脇オブザーバー

風力発電協会でございます。変動性電源と非変動性電源の扱いについて分けるべきかどうかということ言えば、分けるべきであるというふうに考えております。事務局の案と同じでございます。

一つは、市場に連動するような形で、回避可能費用を算定しようということであれば、そのま

ま素で市場に出せるギョクと、出せないギョクで明らかにその価値は違うわけですね。我々、今、風力であり、太陽光であり、市場にそのまま出せないです。市場に出せないものを市場に連動させるというのは、かなり無理がある話だと思いますので、何らかの、自分たちがつくっている電気の供給信頼性がないと言っているのと同じなので、余りいいあれではないんですけども、分けるかどうかという、分けるべきだと思います。

それで、もう一つありまして、これは私ども業界は長年にわたり、電力業界さんと対峙してきたんですけども、電力業界さんにしてみたら、FITで私どもの電気を買うに当たりまして、供給信頼性があれば、バックアップ電源とか余り考えなくてできるわけなんですけれども、供給信頼性がないからこそバックアップ電源を用意してということで買っていたところがありますので、これは同じ市場連動でやると、風力とか太陽光なんかはできるだけ買わないようにしよう。民間会社ですから。そういうふうにベクトルが働くのが当然だと思っていますので。そうすると、国全体として自然エネルギーを導入、促進しようというのにも余りプラスに働かないんじゃないかなと思いますので、変動性電源と非変動性電源についての扱いを異なるようにするという点については、事務局の案に賛成でございます。

○山地座長

お二人、順番わからないけど、大橋委員のほうからお願いします。

○大橋委員

すみません。これは変動性電源と非変動性電源を分けるという話では思っていたんですけど、基本的に回避可能費用の中に固定費をどう扱うのかということが論点のはずだと思っています。前回のワーキングにおいては、固定費という概念をある意味で変動性電源と非変動性電源と分けて入れてきたという経緯があって、それを踏まえての今回の資料なのかというふうに思っています。

今回、仮にその論点1が市場となった場合、その固定費の回収ってどうなっているかと言うと、現在のところはキロワットアワーの世界で固定費を回収するという姿になっているんじゃないかと思っています。そういう意味で言うと、固定費の回収に関しては、非変動性電源も変動性電源もないということで、ある意味、市場価格で全て片づく話なんじゃないかなと。ただし、次の論点がありますから、これはまた、これも変動性電源と非変動性電源の話なので、ここはまた別の議論をするんだと思いますけど。固定費に関して言うとそういうふうなことなのかというふうに思います。

○山地座長

山内委員。

○山内委員

基本的に同じことなんですけど、今、スポットでやっているの、短期の費用なので、基本的に回避可能費用だと思うので、それを使うしかないと思うんですね。もしそうだとすると、さっき言った理由で、非変動性と変動性の差を設ける意味はないという。ただし、今の3番目の論点で、請求するときのリスクどうするんだという話になると、そここのところの差をつけるというのはあり得る。だけどそれは回避可能原価として見るんじゃなくて、別な要素で見るべきだと私は思っていて、3番目の論点のときに、それをまた申し上げたいと思います。

○山地座長

先ほど私が言ったように、回避可能費用というのは、今は賦課金の計算のときの回避可能費用しか出てこない。その他の費用というのは、今回マーケット連動にすることによって出てくるわけですね。だからそこに皆さんの合意があるのであれば、今のようなご発言で結構かなと思います。いずれにしても、結果としては変動性と非変動性では負担が違ってくるわけですね。そういう理解で恐らく皆さん、共通なのではないかと思います。

一通り、よろしいですね。事務局、これに対して、何かございますか。

○片岡大臣官房参事官

ありがとうございます。まさにその電気の性質がどう違うか、違わないかという議論と、それから消費者へ反映する価格が何を反映しているのかとかいうか。市場価格というものが何を反映した価格になっているかということのご指摘をいただいたんだと思いますので、それにつきましてちょっと次回また整理して、何が何を反映した価格になっているのかということを提示した上で、またご議論いただきたいなというふうに思います。

○山地座長

それでは、3番目の論点のほうに移らせていただきます。

これは、制度設計ワーキンググループのほうから、特例1、2。だけど実は私が最初に申し上げたように、原則のままいくと。いわゆる再生可能エネルギー発電事業者、特定事業者が同時同量計画を作るということもある。ですけど。それが通常は難しいだろうから、そここのところを買い取る小売事業者と一緒にbalancing groupをつくって、そこで計画を立ててやらせるというのと、それから送配電事業者のほうにそれをやらせるというのが、どっちが1だったかな。小売が1でしたっけ。小売が1。2が送配電事業者。そういうことになっているわけですが、これに関して、これは事務局案もどれがいいという話にはまだなっていないんですけども、今後議論していただきたい。

ということですが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

松村委員。

○松村委員

すみません。この問題3のところと関連はしていると言ったのですが、私は3については特に意見がありません。形式がどうなっても実質が同じなら、私にとっては重要な問題ではない。つまり回避可能原価に差をつけても、回避可能費用は同じで費用を外出しにしても、実質的な機能が変わらないなら、一番やりやすいやり方でやればよいと思います。私はどちらかという、その差の額が合理的に説明できないほどすさまじく大きくならないように、一方でそれがゼロになるとすると、今度は特例2を設ける意味がなくなるので、ゼロにならないように、その水準だけに関心があります。

○山地座長

先ほどの議論と絡むところですね。それとやっぱりマーケットベースを基本とするけど、さっきの不当な裁定取引をどうするか、そういうところも絡んでくるわけですね。

ほかにいかがでしょうか。意見。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

私は、調整を行う必要があるということは理解できますが、その調整の仕方は回避可能費用の中に、本来の性質の異なるものをいろいろ入れていくというのは、いろいろな誤解を生むと思います。回避可能費用はもう市場価格で統一して、特に差を設けなくて、必要な調整はその他のところでわかる形で、これはこういう理由で託送料金に入れるとか、そういうふうに切り出して説明したほうがよいと思います。

費用の性質を明確化することは、将来の状況の変化に応じて対応できると思いますので、そちらのほうがよいと思います。

○山地座長

ありがとうございます。山内委員。

○山内委員

この41ページの間いかけでさっき申し上げたとおりで、私は今おっしゃったとおり、回避可能費用についてはマーケットでやるのであれば、それはそれでマーケットの補填で決めましたということなので、そうではなくて、それ以外の調整の費用についてのリスク等については、回避可能原価と別の調整を行うというほうが正しいのではないかと考えています。

○山地座長

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと論点2のところも含めて、もう少し事務局で整理していただいたほうがいいかなと。具体案を出していただけると、多分議論が進むと思うんですよ。

よろしいですか。予定はよりは、きょうは非常に順調に進んでいるんですけども。

松村委員。

○松村委員

41に関しては多くの方が下のほうがいいという意見だと思います。その限りでは、私も別に反対することはないのですが、この水準がどうなるのかというか、決め方がどうなるのかという提案は、この後、具体的に出てくることになるのでしょうか。現時点で既にあるのでしょうか。

それからもう一つ。それを決めるときに、多分43をにらみながらやると思うのですが、特例2の場合には成形コストは一般送配電事業者というのは、間違っているとは言わないのですが、正しい理解ではないのでないか。特例2になった状況で、一般送配電事業者は、特例2じゃなくても当然そうなのですが、別に個々の事業者の成形をするわけじゃなくて、30分単位に合わせるわけではなくて、当然周波数を合わせるために調整する、全体の需給を合わせるだけですから、全く違うことをやっているわけです。それは特例1になろうが、特例2になろうが、どの道、やらなければいけないこと。それで特例2のような形で、30分単位で成形してくれるのだと、その調整が若干楽になるかもしれない。だけどそのためには小売事業者のほうで若干コストがかかるかもしれない。そういう類のことなので、この表は若干ミスリーディングだと思います。

それからインバランスリスクというのは、確かに小売事業者が負うことになるのですが、2の場合には。インバランスリスクというのは、もう極力小さくなるように、インバランス料金を相当工夫したと思っているので、ここを過大に推計されると困る。具体的に値がどうですかというのは、この後提案が出てくるときに、その点もご配慮をお願いします。

以上です。

○山地座長

ちょっと時間に余裕があるようなので、私も発言をすると、こういうのを聞いていると、やっぱり買取主体を変えたほうがいいと私はつくづく思うんですね。だけど今回、法律改正としては、タイミング的に間に合わないということですから、それで議論している。ただ、そういう議論って、何となく真剣味が出てこないんです、正直言うと。どうしてこんな面倒くさいことをしなきゃいけないのかと思っちゃうんですね。この部分を整理してほしいんですけど。ただ41ページのような選択肢という言われ方をすると、回避可能費用以外で調整を行うとやったときに、じゃ、賦課金の計算ってどうやるんですか。それとセットで言ってもらわないと、何か負担がどこへ請求書が行くのかわからなくなってしまう。その部分を、もう一遍、事務局にはちょっと再整理し

ていただいたほうが、多分議論が効率的に進むというふうに思います。すみません。余計なことを申し上げました。

松村委員。

○松村委員

もし最終的に、小売事業者でなく、送配電事業者が全部買い取って、ここで成形して、市場に出す。そういうモデルが本来望ましいのだと座長がお考えだとすると、それは座長のような影響力のある方がちゃんと法改正のときにも、そのような主張をしていただきたい。それだと特例1のほうが相性がいい。特例1のほうが将来のそちらへの移行はやりやすい。もしそのような移行を強く出すとすると、特例1と特例2の差を大きくしないことが、非常に重要になる。移行の可否自体、議論になるところだと思いますが、その意味で全く関係していないということはないと思います。

ただ、いずれにせよ、大きなルールの改正を伴うことなので、このワーキングの議題でないということは十分わかっております。

○山地座長

私も余計なことを言ったと思って反省しておりますので、今のは忘れてください。現在の条件下で議論を進めています。

いかがでございましょうか。オブザーバーの方も含めて。次回は具体的な議論ができるように、ぜひ事務局に注文をつけておいたほうが良いという気もしております。ご発言、ご希望。よろしゅうございますでしょうか。

そうすると、一通り予定していた議題、論点3つ、皆さんからの意見をいただきました。

事務局のほうで、統合して何か。

○片岡大臣官房参事官

きょうは大変重要なお指摘がありましたので、特に2番目と3番目の論点につきましては、より具体化して、ちょっと関連した形で、次回ご議論がいただけるように準備したいと思います。

○山地座長

それではどうもありがとうございました。

非常に有意義なお意見をいただいたと思います。次回以降、事務局のほうに、さらに整備して、議論を進めていきたいと思っております。

次回のこのグループの日程については、また別途、ご連絡があるということでございますので、よろしくお願いたします。

どうもありがとうございました。

—了—